

公 示 日：2026 年 10 月 28 日（水）

調達管理番号：26a00876

国 名：ウガンダ

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名：ウガンダ国アタリ流域地域灌漑施設維持管理能力強化プロジェクト
フェーズ 2（灌漑地区運営管理）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1） 担当業務 ： 灌漑地区運営管理
- （2） 格 付 ： 3 号
- （3） 業務の種類：専門家業務
- （4） 契約履行期間（予定）：2027 年 1 月中旬から 2028 年 11 月下旬
- （5） 業務人月：11.15
- （6） 業務日数：
 - ・ 第 1 次 準備業務 3 日、現地業務 90 日、整理業務 3 日
 - ・ 第 2 次 準備業務 2 日、現地業務 60 日、整理業務 3 日
 - ・ 第 3 次 準備業務 2 日、現地業務 90 日、整理業務 3 日
 - ・ 第 4 次 準備業務 2 日、現地業務 60 日、整理業務 5 日

2. 業務の背景

ウガンダの農業セクターは同国 GDP の 24.7%、就業人口の 62.3% を占めており、ウガンダの経済において重要なセクターとして位置付けられる。しかし、ウガンダでは耕作可能な土地の大部分において換金性の低い農作物を取り扱う自給自足型農業が行われており、灌漑、施肥、農薬散布といった改良農法の導入が少ない。また、ウガンダ農業のほとんどは天水依存のため、気候変動の影響を受けやすく、年間を通して生産性の向上に限界がある。耕作地の非効率的な利用、機械化率の低さ、市場との繋ぎりの弱さにより潜在的なポテンシャルを十分に

活かしきれていない現状にある。このような状況の下、ウガンダ政府は、利用可能な土地と水資源を適切に利用して、農業生産と生産性を高め、食料安全保障、富と雇用の創出、輸出促進に効果的に貢献するための開発と実施を計画しており、機械化と灌漑システムの導入を通じた自給自足型農業から商業型農業への変革を目指している。

ウガンダにおいてこれまでに開発された灌漑面積は約 1.4 万 ha であり、ウガンダの灌漑開発可能面積（約 300 万 ha）の 0.5%に過ぎない。近年、安定的な農業生産の促進を目的として、ウガンダ全土において新たに 22 の灌漑施設の建設が予定されている。しかしながら、過去に建設された施設においては、水利組合（Irrigation Water Users' Association、）（以下、「IWUA」）などの灌漑施設管理組織が十分に機能しておらず、施設の適切な利用や修繕が行われないうまま、劣化が進行する事例もみられる。これは、施設完成後の運営・維持管理に必要な制度的枠組みが整っていないことに起因しており、ウガンダにおける灌漑施設利用の課題となっている。複数の関係者（政府、民間企業、市民）が関与する灌漑分野において、ウガンダの既存の制度及び法的枠組みが灌漑分野の抱える問題に対して十分機能しておらず、誰がどのような役割を果たすのかという、関係者間における灌漑施設の維持管理における役割と責任が不明確であることが、灌漑能力開発に向けた国家的な取り組みに影響を及ぼしている。また、ウガンダでは農家組織である水利組合が末端灌漑施設の操作運営／維持管理を行うよう定められており、行政は水利組合運営に係る監督及び技術支援を行うことになっている。しかしながら、農家に対して灌漑施設の効率的な活用及び持続的な維持管理体制の構築を図る技術支援を実施するための行政の知見経験が不足している。

上記の現状を解決するため、我が国はウガンダ政府の要請に基づき開発計画調査型技術協力「ウガンダ中央部・東部地域灌漑地区開発計画プロジェクト」（2014 年～2016 年）を実施した。その結果をもとに、単位面積当たりの農業生産性の比較優位性があるアタリ地区を対象に無償資金協力「アタリ流域地域灌漑施設整備計画」（2018 年～2026 年）（以下「アタリ無償プロジェクト」）を通じた灌漑施設整備を実施、技術協力「アタリ流域地域灌漑施設維持管理能力強化プロジェクト」（2021 年～2026 年）（以下、「フェーズ 1」）により、水利組合の設立や水利組合員への能力強化を行い、灌漑施設が建設された際に円滑に農家主体で施設の維持管理ができる体制の基盤を形成した。

フェーズ1において実施された活動（稲作技術研修、水利組合設立支援等）に対し、農家からは新設される灌漑施設において継続的な技術支援および組織運営能力の強化の要望が高く、灌漑施設の維持管理に関して、制度面・技術面・人材面の複合的な課題が存在するため、地方行政職員も施設の適切な活用および農家との協働体制構築に対する技術的な支援を求めている。現在省庁からの外部委託による技術支援や施設のハード面に関する支援や研修が行われているものの、部分的な支援では十分な解決が見込めず、地域に根差した持続可能な管理モデルの定着は困難な状況にある。

上記現状を踏まえ、本事業はウガンダ国東部に位置するアタリ灌漑地区において、農家の灌漑稲作技術の習得、参加型水管理に沿った水利組合の能力強化、そして近隣灌漑地区における実践的な農民主体の灌漑維持管理手法の試行を通して有用な教訓を抽出することにより、農家主導の灌漑施設維持管理モデルの確立を図り、もってプロジェクトで確立された稲作技術と農家主導の灌漑施設維持管理モデルの他灌漑地区への適用に寄与するものである。

なお、「案件概要表」は別紙1のとおり。

3. 期待される成果

本専門家は、他の専門家と協働して活動を計画・実施することを通じ、技術協力プロジェクト全体の成果の発現を目指す。本専門家に記載される成果は以下の通り。

- ・アタリ灌漑地区において、水管理及び灌漑施設の運営・維持管理に係る現状と課題が整理される。
- ・灌漑施設オペレーター、水利組合及び関係農家の水管理並びに灌漑施設の運営・維持管理に関する能力が向上する。
- ・圃場均平、圃場内水路及び給排水施設等の整備・維持管理に係る課題が整理され、改善に向けた取組が実施される。
- ・作付け・配水計画の実施状況及び初期灌漑管理のモニタリングを通じて、水利利用の公平性及び効率性が向上する。
- ・ンゲング灌漑地区及びシロンコ・アチョマイ灌漑地区において、アタリ灌漑地区で得られた知見及び実践・改善した手法が試行される。
- ・農家主体の灌漑施設運営・維持管理モデルの有効な要素及び適用条件が整理され、他灌漑地区への展開に向けた教訓が取りまとめられる。

4. 業務の内容

本業務従事者は、アタリ灌漑地区を主な対象地域として、水利組合（IWUA）、組合員農家及び関係行政機関を対象に、灌漑施設の運営・維持管理、水利用・配水計画策定、圃場レベルの水管理改善等に関する技術支援を行う。活動は、圃場整備・作付準備が行われる時期及び IWUA 年次総会が開催される時期を中心に実施し、現場における実践を通じて能力強化を図る。また、ンゲング灌漑地区及びシロンコ・アチョマイ灌漑地区において、アタリ灌漑地区で得られた知見及び実践・改善した手法の試行を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 準備業務（2027 年 1 月中旬～2027 年 2 月上旬）

- ① 既存の JICA 報告書、その他の関連報告書、学術論文等を参照し、ウガンダの稲作における灌漑水管理の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力の概要を把握・分析する。
- ② JICA 経済開発部及びウガンダ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ワークプラン（和文・英文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、ウガンダ事務所にもデータを送付する。

（２） 第 1 次現地業務（2027 年 2 月中旬～2027 年 5 月中旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ウガンダ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 第 1 次現地業務では、次期作に向けた圃場整備及び作付け準備段階を対象として、対象灌漑地区における灌漑施設の運営・維持管理、水管理及び圃場整備に係る現状と課題を把握するとともに、利用可能な河川水量、灌漑可能面積及び想定される用水需要を踏まえた作付け・配水計画の策定を支援する。
 - ・ 水利組合代表メンバーや農家との対話を通じ、アタリ灌漑地区における灌漑施設の運営・維持管理、水管理及び圃場整備等に係る現状と課題を把握する。
 - ・ 利用可能な河川水量、灌漑可能面積及び想定される用水需要を踏まえ、複数の河川水量シナリオ（例：例年並み、例年の約半分、例年の半分以下等）に対応した作付け・配水計画の策定を支援する。
 - ・ 頭首工の水位・流量等の観測データ、作付状況及び配水実績を用いて、配水計画を必要に応じて更新する。

- 灌漑施設オペレーターを対象に、施設操作及び配水管理に関する技術指導を実施する。
 - 圃場区画、圃場均平、給排水施設及び圃場内水路等の現状を確認し、圃場整備に向けた課題を整理する。
 - ンゲング灌漑地区及びシロンコ・アチョマイ灌漑地区において現状調査を実施し、灌漑施設の運営・維持管理、水管理及び圃場整備に係る課題を整理する。
 - 短期専門家不在期間に継続して実施すべきモニタリング項目、記録方法及び担当者を整理し、既存の長期専門家及びC/Pへ引き継ぐ。
- ③ 第2次現地業務における重点支援事項を取りまとめる。
- ④ 現地業務完了に際し、第1次現地業務結果報告書(英文)をC/P機関に提出し、報告する。
- ⑤ JICA ウガンダ事務所に第1次現地業務結果報告書(和文・英文)を提出し、現地業務結果を報告の上、第2次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (3) 第1次整理業務(2027年5月中旬～2027年5月下旬)
- 第1次現地業務の現地業務結果報告書(和文・英文)をJICA 経済開発部に提出し、報告する。
- (4) 第2次準備業務(2027年9月中旬～2027年9月下旬)
- 第2次現地業務にかかるワークプラン(和文・英文)を作成、経済開発部による確認の後提出する。併せて、ウガンダ事務所にもデータを送付する。
- (5) 第2次現地業務(2027年10月上旬～2027年11月下旬)
- ① 現地業務開始時に、JICA ウガンダ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 第2次現地業務では、IWUA 年次総会の開催時期に合わせて、当該作期における水管理及び灌漑施設の運営・維持管理状況を評価するとともに、次期作に向けた作付け計画、水需要及び配水計画の策定を支援する。
- OMM (Operation and Maintenance Management) 会議¹議事録、配水実績、農家からの苦情・要望等を確認し、作期中の課題を分析する。
 - IWUA 年次総会において、当該作期の水管理・施設 O&M の評価、次期作の作付け計画、水需要及び配水計画の策定を技術面から支援する。

¹ 作付け期間(5～11月)に月2回程度開催される、灌漑施設の運営・維持管理に係る制度面の支援を行う会議。

③現地業務完了に際し、第2次現地業務結果報告書（英文）をC/P機関に提出し、報告する。

④JICA ウガンダ事務所に第2次現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、第3次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

（6）第2次整理業務（2027年11月下旬～2027年12月上旬）

第2次現地業務の現地業務結果報告書（和文・英文）をJICA 経済開発部に提出し、報告する。

（7）第3次準備業務（2028年3月上旬～2028年3月中旬）

第3次現地業務にかかるワークプラン（和文・英文）を作成、経済開発部による確認の後提出する。併せて、ウガンダ事務所にもデータを送付する。

（8）第3次現地業務（2028年3月下旬～2028年6月下旬）

①現地業務開始時に、JICA ウガンダ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

②第3次現地業務では、圃場整備の後半から作付け開始初期の時期を対象として、水利組合及び農家による圃場整備、作付け・配水計画の実施状況及び初期灌漑管理を確認し、必要な技術支援を行う。また、アタリ地区で得られた知見を活用し、他灌漑地区において農家主体の灌漑施設運営・維持管理アプローチを試行する。

- ・ 水管理及び灌漑施設の運営・維持管理活動の実施状況を確認する。
- ・ 圃場均平、圃場内水路整備、給排水施設管理等の実施状況を確認し、課題改善を支援する。
- ・ 作付け・配水計画の実施状況をモニタリングし、水利用の公平性及び効率性向上に向けた助言を行う。
- ・ 作付開始後の初期灌漑管理について、水利組合、オペレーター及び農家に対する技術指導を行う。
- ・ ンゲング灌漑地区及びシロンコ・アチョマイ灌漑地区において、アタリ地区で得られた知見及び実践・改善した手法の試行を行う。
- ・ 灌漑地区内において、土砂流入・侵食等が灌漑施設の運営・維持管理に影響する場合、水利組合を通じて実施可能な対策について助言する。

③現地業務完了に際し、第3次現地業務結果報告書（英文）をC/P機関に提出し、報告する。

④ JICA ウガンダ事務所に第 3 次現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、
現地業務結果を報告の上、第 4 次現地業務の活動計画等について打ち合わせ
を行う。

（9）第 3 次整理業務（2028 年 6 月下旬～2028 年 7 月上旬）

第 3 次現地業務の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 経済開発部に提
出し、報告する。

（10）第 4 次準備業務（2028 年 9 月中旬～2028 年 9 月下旬）

第 4 次現地業務にかかるワークプラン（和文・英文）を作成、経済開発部に
よる確認の後提出する。併せて、ウガンダ事務所にもデータを送付する。

（11）第 4 次現地業務（2028 年 10 月上旬～2028 年 11 月下旬）

① 現地業務開始時に、JICA ウガンダ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、
業務計画の承認を得る。

② 第 4 次現地業務では、IWUA 年次総会の開催時期に合わせて活動成果及び課題
を総括するとともに、農家主体の灌漑施設運営・維持管理モデルの整理及び
他灌漑地区への展開方策の取りまとめを行う。

- ・ IWUA 年次総会において、当該作期における水管理及び灌漑施設の運営・
維持管理活動の成果及び課題をレビューする。
- ・ 次期作に向けた作付け・配水計画の策定を支援する。
- ・ アタリ灌漑地区、ンゲング灌漑地区及びシロンコ・アチョマイ灌漑地区
における活動成果及び課題を分析する。
- ・ 農家主体の灌漑施設運営・維持管理モデルとして有効な要素及び適用条
件を整理する。
- ・ IWUA、オペレーター、C/P 及び既存の長期専門家が継続すべき水管理、
灌漑施設の運営・維持管理（O&M）及びモニタリング事項を整理し、関係
者へ引き継ぐ。

③ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む第 4 次現地業務結果報告
書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。

④ JICA ウガンダ事務所に第 4 次現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、
現地業務結果を報告する。

（12）整理業務（2028 年 11 月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に報告する。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	作付け・配水計画の策定及び運用 支援に係る活動計画	第1、2、3、4次現地業務
2	水管理及び灌漑施設の運営・維持 管理に係る能力強化支援の方法	第1、3次現地業務

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	灌漑維持管理に関する業務経験
対象国及び類似地域	アフリカ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン	各現地業務開始前	JICA 経済開発部	－	英語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		JICA ウガンダ事務所	－	英語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		C/P 機関	－	英語	電子データ
業務進捗報告書	各現地業務完了後	JICA 経済開発部	－	日本語	電子データ
		JICA ウガンダ事務所	－	日本語	電子データ
		C/P 機関	－	英語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	JICA 経済開発部	－	日本語	電子データ
		JICA ウガンダ事務所	－	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は 2027 年 2 月中旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入

れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は以下の通りです。

- ア チーフアドバイザー（長期派遣専門家）
- イ 業務調整／連携強化（長期派遣専門家）
- ウ 灌漑地区運営管理（本コンサルタント）

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村第二グループ第四チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・『アタリ流域地域灌漑施設維持管理能力強化プロジェクト』モニタリングシート第１回～第７回

・『アタリ流域地域灌漑施設維持管理能力強化プロジェクト フェーズ２』詳細計画策定調査報告書

・『アタリ流域地域灌漑施設維持管理能力強化プロジェクト フェーズ２』事前事業評価表

・月次報告書等

② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・ウガンダ共和国 アタリ流域地域灌漑施設整備計画協力準備調査報告書（先行公開版）

<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000038424>

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、見積書の提出期限日	2026年 11月 11日 12時まで
2	評価結果の通知日	2026年 11月 20日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：「ウガンダ国アタリ流域地域灌漑施設維持管理能力強化プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：25a00189）の受注者及び同業務の業務従事者
- (2) 必要予防接種：特になし

9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)）

- ✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています。

10. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験	8 点
③ 語学力	16 点
④ その他学位、資格等	16 点
	(計 100 点)

11. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

（２） 便宜供与内容

ア) 空 港 送 迎：あり

イ) 宿 舎 手 配：あり

ウ) 車両借上げ：必要な移動に係る車両の手配

エ) 通 訳 備 上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクト専門家が必要に応じアレンジ

カ) 執務スペースの提供：執務スペース（ムバレ県庁内及びアタリプロジェクトオフィス内）を提供

12. 特記事項

（１） 部分払の設定

本契約については、1 会計年度に 1 回部分払を設定します。²具体的な部分払の時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2027 年度（2028 年 2 月頃）

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(2) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウガンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上

案件概要表

1. 案件名（国名）

国 名： ウガンダ共和国（ウガンダ）

案件名： 和名 アタリ流域地域灌漑施設維持管理能力強化プロジェクトフェーズ
2

英名 The Project for Sustainable Utilization, Operation and
Management of Irrigation System in Atari Basin Area Phase
2

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置づけ

ウガンダの農業セクターは同国 GDP の 24.7%³、就業人口の 62.3%⁴を占めており、ウガンダの経済において重要なセクターとして位置付けられる。しかし、ウガンダでは耕作可能な土地の大部分において換金性の低い農作物を取り扱う自給自足型農業が行われており、灌漑、施肥、農薬散布といった改良農法の導入が少ない。また、ウガンダ農業のほとんどは天水依存のため、気候変動の影響を受けやすく、年間を通して生産性の向上に限界がある。耕作地の非効率的な利用、機械化率の低さ、市場との繋がり弱さにより潜在的なポテンシャルを十分に活かしきれていない現状にある。このような状況の下、ウガンダ政府は、利用可能な土地と水資源を適切に利用して、農業生産と生産性を高め、食糧安全保障、富と雇用の創出、輸出促進に効果的に貢献するための開発と実施を計画⁵しており、機械化と灌漑システムの導入を通じた自給自足型農業から商業型農業への変革を目指している。

ウガンダにおいてこれまでに開発された灌漑面積は約 1.4 万 ha であり、ウガンダの灌漑開発可能面積（約 300 万 ha）の 0.5%に過ぎない⁶。近年、安定的な農業生産の促進を目的として、ウガンダ全土において新たに 22 の灌漑施設の建設が予定されている。しかしながら、過去に建設された施設においては、水利組合

³ Uganda Bureau of Statistics 2023/24: [uganda profile - Uganda Bureau of Statistics](#)

⁴ National Population and Housing Census 2024: [National-Population-and-Housing-Census-2024-Final-Report-Volume-1-Main.pdf](#)

⁵ National Irrigation Policy 2017: [National-Irrigation-Policy-2017.pdf](#)

⁶ Republic of Uganda 2024: Consultancy Services for Formulation of a National Irrigation Master Plan for Uganda 2024

(Irrigation Water Users' Association : IWUA) などの灌漑施設管理組織が十分に機能しておらず、施設の適切な利用や修繕が行われないまま、劣化が進行する事例もみられる。これは、施設完成後の運営・維持管理に必要な制度的枠組みが整っていないことに起因しており、ウガンダにおける灌漑施設利用の課題となっている。複数の関係者（政府、民間企業、市民）が関与する灌漑分野において、ウガンダの既存の制度及び法的枠組みが灌漑分野の抱える問題に対して十分機能しておらず、誰がどのような役割を果たすのかという、関係者間における灌漑施設の維持管理における役割と責任が不明確であることが、灌漑能力開発に向けた国家的な取り組みに影響を及ぼしている。また、ウガンダでは農家組織である水利組合が末端灌漑施設の操作運営／維持管理を行うよう定められており、行政は水利組合運営に係る監督及び技術支援を行うことになっている。しかしながら、農家に対して灌漑施設の効率的な活用及び持続的な維持管理体制の構築を図る技術支援を実施するための行政の知見が不足している。

上記の課題を解決するため、我が国はウガンダ政府の要請に基づき開発計画調査型技術協力「ウガンダ中央部・東部地域灌漑地区開発計画プロジェクト」（2014年～2016年）を実施した。その結果をもとに、単位面積当たりの農業生産性の比較優位性があるアタリ地区を対象に無償資金協力「アタリ流域地域灌漑施設整備計画」（2018年～2026年）（以下「アタリ無償プロジェクト」）を通じて灌漑施設の整備を進めている。併せて、技術協力「アタリ流域地域灌漑施設維持管理能力強化プロジェクト」（2021年～2026年）（以下、「フェーズ1」）が実施されており、フェーズ1では水利組合の設立および水利組合員の能力強化や稲作栽培研修を通じた収量の向上や農家主体による施設維持管理体制の基盤形成といった成果が達成されている。

しかしながら、フェーズ1において実施された活動（稲作技術研修、水利組合設立支援等）に対し、農家からは新設される灌漑施設において継続的な技術支援および組織運営能力の強化の要望が高く、灌漑施設の維持管理に関して、制度面・技術面・人材面の複合的な課題が存在するため、地方行政職員も施設の適切な活用および農家との協働体制構築に対する技術的な支援を求めている。現在省庁からの外部委託による技術支援や施設のハード面に関する支援や研修が行われているものの、部分的な支援では十分な解決が見込めず、地域に根差した持続可能な管理モデルの定着は困難な状況にある。

このような状況のもと、ウガンダ政府は、現地の状況に応じた水利組合を中心とする農家主体での灌漑施設維持管理を目指し、実践的な灌漑維持管理システムを構築するために「アタリ流域地域灌漑施設維持管理能力強化プロジェクトフェーズ2」（以下、「本事業」）の実施を我が国に要請した。

(2) ウガンダに対する我が国及び JICA の協力量針と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

ウガンダ政府が 2013 年に制定した長期国家開発戦略 Uganda Vision 2040 は、農業分野において農産物加工を通じた付加価値の向上を優先事項とし、「農村社会から現代的で豊かな国への変革」を 2040 年までに実現することを目指している。さらに、National Development Plan IV (2025/26-2029/30) において、経済成長に寄与する高いインパクトが期待できる成長分野の開発に焦点を当てており、これらの分野のひとつに農業が含まれている。特に農業産業化により農産物の価値を高めることを目指しており、農業の付加価値化は、持続可能な国の成長において必要不可欠な要素と位置付けている。農産物の付加価値を向上させるために、インフラの開発と運用や、収穫および収穫後処理の強化、国際市場向けの農産物の生産性と競争力の向上等の強化が求められている。

我が国の対ウガンダ共和国国別開発協力量針(2023 年 9 月)では、「経済成長を通じた貧困削減と地域格差是正」の基本方針(大目標)とし、その実現に向けた重点分野(中目標)として「産業振興・基盤強化」が掲げられている。中でも農業分野においては、農業生産に係るバリューチェーン強化が重視されており、コメの品質や生産性の向上が重要な取り組みとして位置づけられている。また、ウガンダは TICAD IV において立ち上げられた「アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)」の加盟国の一つであり、本事業は JICA の課題別事業戦略、グローバルアジェンダ「農業・農村開発」内の CARD の取り組みに位置付けられる。

さらに、JICA が策定した、対ウガンダ共和国 JICA 国別分析ペーパー(2025 年 3 月)の JICA の協力量針においても、近代的な灌漑施設の建設整備及び持続的な施設維持管理体制の構築・普及等を通じて、安定的なコメ生産や気候変動対策(適応)にも貢献するとしている。この点に関し、本事業は、気候変動が農業・農村分野へ及ぼす影響及び事業が気候変動に及ぼす影響を明確にし、JICA 関係者が具体的な取組を推進するための方向性を示す目的で策定された「農業・農村開発協力における気候変動対策の取組戦略」(2024 年 10 月)にも整合するものである。加えて、本事業は持続的な稲作技術の開発・普及を通じて農家の栽培技術レベル向上・所得向上に資するものであり、SDGs ゴール 2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」及びゴール 12「持続可能な消費と生産パターンの確保」、ゴール 13「気候変動への対応」に貢献するものである。また、本事業は灌漑施設建設によるインフラ強靱化を行うという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献(NDC)」における目標と整合するものである。

JICA はウガンダのコメ振興を 2003 年以降一貫して支援しており、現在はコメの研究・普及を行う技術協力「持続的なコメ振興プロジェクト」(2024 年～2029 年)(以下、「Eco-PRiDe」)を実施している。また、相手国実施機関には個別専門家「農

業計画アドバイザー」も派遣中である。さらに本事業の対象地域では、開発計画調査型技術協力「ウガンダ中央部・東部地域灌漑地区開発計画プロジェクト」（2014年～2016年）を実施し、2018年以降にアタリ無償プロジェクトを実施している。このアタリ無償プロジェクトによる灌漑施設建設の持続可能な利用・運営・管理を支援するためフェーズ1が形成され、現在実施中である。当初フェーズ1とアタリ無償プロジェクトは同時に実施することが想定されていたが、コロナ禍等の要因により、アタリ無償プロジェクトは計画通りには開始されず、その結果、フェーズ1では、農家主体による施設維持管理体制の基盤形成については協力を進めることができたものの、近代的な灌漑施設を利用した灌漑施設の管理活動については一部限られたものとなった。今後予定されるアタリ無償プロジェクトによる灌漑施設の完成に伴い、水利組合の組成および灌漑施設の維持管理能力の強化の重要性は益々高まっており、灌漑施設の持続的な運営を確保し、他の灌漑地区に成果・教訓が共有されるためにも、本事業は極めて重要である。

（３）他の援助機関の対応

アフリカ開発銀行が「Farm Income Enhancement and Forestry Conservation Program 2（2016年～2025年）」を通じて灌漑施設の改修及び建設支援を行っている。世界銀行は、「Agriculture Cluster Development Project（2017年～2024年）」にて、クーポン配布による資機材調達支援や研修を通じた農家の能力強化を実施しており、コメは対象作物の1つに選ばれていた。また、イスラム開発銀行は「Enhancing National Food Security through Increased Rice Production Project（2016年～2022年）」を実施し、大規模な灌漑施設の開発を支援していた。これらの事業と本事業との重複はなく、アフリカ開発銀行が改修および建設支援した灌漑施設の一部にて、本事業の水利組織能力強化に係る活動の実施が予定されており相乗効果が期待される。

3. 事業概要

（１）事業目的

本事業はウガンダ国東部に位置するアタリ灌漑地区において、農家の灌漑稲作技術の習得、参加型水管理に沿った水利組合の能力強化、そして近隣灌漑地区における実践的な農民主体の灌漑維持管理手法の試行を通して有用な教訓を抽出することにより、農家主導の灌漑施設維持管理モデルの確立を図り、もってプロジェクトで確立された稲作技術と農家主導の灌漑施設維持管理モデルの他灌漑地区への適用に寄与するもの。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名

東部ブランブリ県及びクウェーン県に跨るアタリ灌漑地区を中心にシロンコ・アチョマイ灌漑地区、ンゲング灌漑地区も含め活動を実施する。プロジェクトオフィスはクウェーン県ンゲング準郡を拠点とする。

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：

- ・ アタリ流域地域灌漑利用農家 （400 戸）
- ・ 農業畜産水産省（MAAIF：Ministry of Agriculture, Animal Industry and Fisheries）行政官（8 人）
- ・ 水環境省（Ministry of Water and Environment）（2 人）
- ・ 県行政官（ブランブリ県 3 人、クウェーン県 3 人、ブケデア県 3 人）
- ・ 郡行政官（ブランブリ県ブムフニ郡 3 人、クウェーン県ンゲング郡 2 人、ブケデア県カムトゥール郡 2 人）

最終受益者：プロジェクトサイトの農家等（15,800 人）

(4) 事業実施期間

2026 年 3 月～2030 年 2 月を予定（計 48 カ月）

(5) 事業実施体制

- ・ 農業畜産水産省 農業施設・機械化・農業生産水利局（DAIMWAP： Department of Agricultural Infrastructure, Mechanization and Water for Agricultural Production, MAAIF）：責任機関及び実施機関として、各県庁と共同し、各灌漑地区における活動を実施する
- ・ ブランブリ県行政府およびブムフニ郡：実施機関として、アタリ灌漑地区における活動を実施する
- ・ クウェーン県行政府およびンゲング郡：実施機関として、アタリ灌漑地区及びンゲング灌漑地区における活動を実施する
- ・ ブケデア県行政府およびカムトゥール郡：実施機関として、シロンコ・アチョマイ灌漑地区における活動を実施する

(6) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 長期専門家派遣（合計約 138 人月）：チーフアドバイザー/稲作技術、業務調整/連携強化、灌漑地区運営管理（1 年目後半から派遣想定）
- ② 短期専門家派遣：必要に応じて派遣

- ③ 供与機材・施設：プロジェクト車両、事務機器、農業資機材、その他必要な機材
- ④ 本邦研修及び第三国研修：必要に応じて実施
- ⑤ 活動に必要な経費：アタリ及びムバレプロジェクト事務所の維持管理費、光熱費、現地傭人など

2) ウガンダ国側

- ① カウンターパートの配置：MAAIF の担当官、各県および郡のカウンターパート等
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供
 - ・アタリプロジェクト事務所（電気や水道の設備を含む事務所スペース）
 - ・ムバレプロジェクト事務所（事務所家具を含む事務所スペース）
 - ・シロンコ・アチョマイ事務所（事務所家具を含む事務所スペース及び光熱費）
 - ・JICA の投入を除く現地経費

(7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

Eco-PRiDe を通じて支援を行っている国立作物資源研究所が有する研修コンテンツや教材（コメ栽培技術や病害虫対策など）を適宜活用することが可能である。加えて Eco-PRiDe では、農家指導員（ムソメサ）を中心に近隣農家への栽培指導を行う農民間普及手法（MFS：Musomesa Field School）が確立されており、本事業においても、MFS を普及手法として採用することが想定される。また、アタリ無償プロジェクトの一環として、ソフトコンポーネントの実施が計画されている。同ソフトコンポーネントにおいて灌漑圃場の整備や維持管理に関する技術指導が行われる予定であり、本事業との連携が期待される。連携により研修内容の充実化を図ることで、農業従事者の多様なニーズに対応した実践的かつ応用的な知識の提供が可能となり、研修の効果を一層高めることができる。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

アフリカ開発銀行、イスラム開発銀行、世界銀行のプロジェクトと主に実施機関を通じた情報交換や知見共有は想定されるものの、本事業実施に係る連携や役割分担を伴う活動は想定されない。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリー分類：C

- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、カテゴリ C に該当する。

2) 横断的事項

本事業は、水利用関係者の能力強化により気候変動の負の影響に強靱な灌漑稲作の推進が期待されることから、気候変動適応策に資する可能性がある。なお、適応策の裨益人口は 15,800 人 である。

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】GI(S)ジェンダー活動統合案件

<活動内容／分類理由>

調査にて、水利組合役員のうち女性は 20 名中 4 名と 20%であり、役員選出の要件である農地所有や識字などが女性選出の障壁となっていることが判明した。これらの課題に対し、水利組合規約の改訂において女性役員の最低比率（クォータ）の設定や農地所有要件の見直し等を通じて、水利組合の意思決定における女性の参画を促進するため。また、水利組合への女性農家参画を促進する具体的活動を計画していることに加え、農家の中でも特に参加が困難とされる女性や高齢農民等の社会的弱者にも配慮し、研修の時間帯や場所の適切な設定に留意する。

(10) その他特記事項：特になし。

4. 事業の枠組み

- (1) 上位目標：プロジェクトで確立された稲作技術と灌漑計画管理モデルが、他の灌漑地域に活用される

指標 1：モデルの主要な要素が他の灌漑地区においても実践される。

指標 2：水利組合管理のためのブロックベースの責任体制や、農家間での灌漑稲作技術の知識が他の地域に共有される

- (2) プロジェクト目標：水利組合を通じた灌漑施設の運営・維持管理を行う農家主導のモデルが確立される

指標 1：アタリ灌漑地区において、水利費の徴収率が 70%以上になる

指標 2：アタリ灌漑地区において、プロジェクト対象農家の平均コメ収量が XX トン/ha から YY トン/ha に増える

指標 3：アタリ灌漑地区において、灌漑稲作の作付面積が XXha に達し、総灌漑可能面積 520ha の YY%を占める

(3) 成果：

成果1：アタリ灌漑地区の農家の適正灌漑稲作技術の能力が向上する

成果2：アタリ灌漑地区における灌漑施設の運営・維持管理能力が強化される

成果3：中央政府と県行政関係者が協力し、ンゲンゲ灌漑地区、シロンコ・アチョマイ灌漑地区に、実践的で農家主導の灌漑施設運営と維持管理のアプローチを試行し、有用な教訓が抽出される

(4) 活動

0-1. ベースライン調査とエンドライン調査を実施する

0-2. 第1フェーズの活動状況を確認する

1-1. 農家を対象に灌漑稲作研修を実施する

1-2. ムソメサ（農家指導員）を選定する

1-3. 農家間アプローチ（MFS）により農家向け研修を実施する

1-4. 農家のための灌漑稲作に関する研修カリキュラムを見直す

1-5. モデルサイトで展示圃場、試験、種子増殖を実施する

1-6. 農家のニーズに基づき、市場調査や共同販売などのマーケティング活動を実施する

2-1. 農家を対象とした水利組合に関する啓発活動を実施する

2-2. コミュニティの結束を強化するための共同活動を促進する

2-3. 対象灌漑地区担当の県職員および水利組合メンバーを対象に、施設運営（財務管理、総務、灌漑施設維持管理を含む）に関する能力向上研修を実施する

2-4. 規約に従ってブロックリーダーとサブブロックリーダーを選出する

2-5. 水利組合がMAAIFと協力し、郡政府の支援を受けて、各期ごとに作付けカレンダーと配水計画を策定する

2-6. 水利組合メンバー/農家が各ブロックで圃場用水路を設置する

2-7. 他国やウガンダ国内の灌漑施設への視察ツアーを実施し、参加型灌漑管理の理解を深める

2-8. 水利組合規約にジェンダーの視点を反映させるよう改定する

3-1. ンゲンゲとシロンコ・アチョマイの新たな対象灌漑地区における現在の課題を、ベースライン調査を通じて特定する

- 3-2. 水利組合メンバーの意識向上を図る
- 3-3. ンゲングとシロンコ・アチョマイ灌漑地区において、稲作栽培研修を実施する
- 3-4. ンゲングとシロンコ・アチョマイの灌漑地区における水利組合を対象とした水管理研修を実施する
- 3-5. 3つの灌漑地区間で交流訪問を実施する
- 3-6. 中央政府と県政府職員が対象灌漑地区における水利組合の活動をモニタリングする
- 3-7. ジェンダー視点を取り入れた全国水利組合ガイドラインを見直し、改定する
- 3-8. 協議委員会会議を開催する

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・アタリ無償プロジェクトで建設された灌漑施設が地域住民によって適切に運用される

(2) 外部条件

- ・深刻な洪水や干ばつによる深刻な被害が発生しない

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

タンザニア連合共和国等での灌漑分野の事業実施の教訓として、末端施設整備計画、水利組合の設立・機能化が灌漑案件の効果発現の必須条件であり、施設整備と維持管理能力向上の連携が不可欠であることが示されている。さらに、マラウイ共和国「第二次ブワンジェバレー灌漑施設復旧計画」（2003年-2006年）の事後評価等では、事前調査の正確な実施、ソフトとハードの総合的な支援、受益者の理解や実施機関の関与の促進等が、事業の効果発現に有効に働いたと指摘されている。

(2) 本事業への教訓

本事業においても、技術協力による水利組合の設立・機能化等設備の維持管理能力強化と無償資金協力による施設整備と連携し、総合的な支援を実施する。さらに、アタリ無償プロジェクトは既に開始しているため、本事業の調査段階から農家等受益者の理解醸成や実施機関の関与を図る。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、

ウガンダで実践可能な灌漑維持管理システムをアタリ灌漑地区にて構築し他灌漑スキームへの適用に資するものであり、SDGs ゴール 2「飢餓撲滅、食料安全保障、

栄養の改善、持続可能な農業の促進」、ゴール 12「持続可能な消費と生産パターンの確保」、ゴール 13「気候変動への対応」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 3 カ月以内 ベースライン調査

事業終了 3 年後 事後評価

以上